

2-4 復興課題

2-4-1 被害想定と市街地特性の重ね合わせ

これまでに整理した「被害想定」と「市街地特性」を重ね合わせ、大規模災害からの復興まちづくりを進める上での課題を整理します。

なお、本計画での「市街地特性」は、浜松市都市計画マスタープランなどの上位計画における位置付けと道路の整備状況などに着目した都市基盤の整備状況を指します。

表 被害想定と市街地特性の重ね合わせ

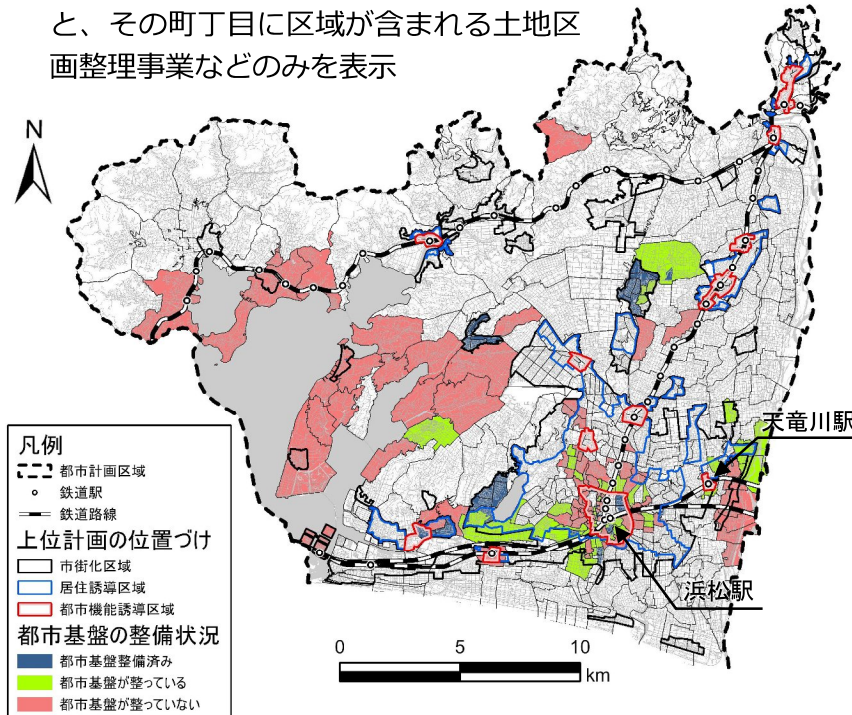
| 被害想定 | 市街地特性 |
|------------------------|---------------|
| (1) 地震による被害 | 上位計画の 位置付け |
| 1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 | |
| 2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目 | 都市基盤の 整備状況 |
| (2) 洪水による被害 | |
| 1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 | |
| 2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目 | |
| (3) 地震と洪水による複合的な被害 | |
| 1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 | |

×

(1) 地震による被害想定と市街地特性の重ね合わせ

1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 (132 町丁目/462 町丁目)

※面的被害が発生する可能性がある町丁目と、その町丁目に区域が含まれる土地区画整理事業などのみを表示



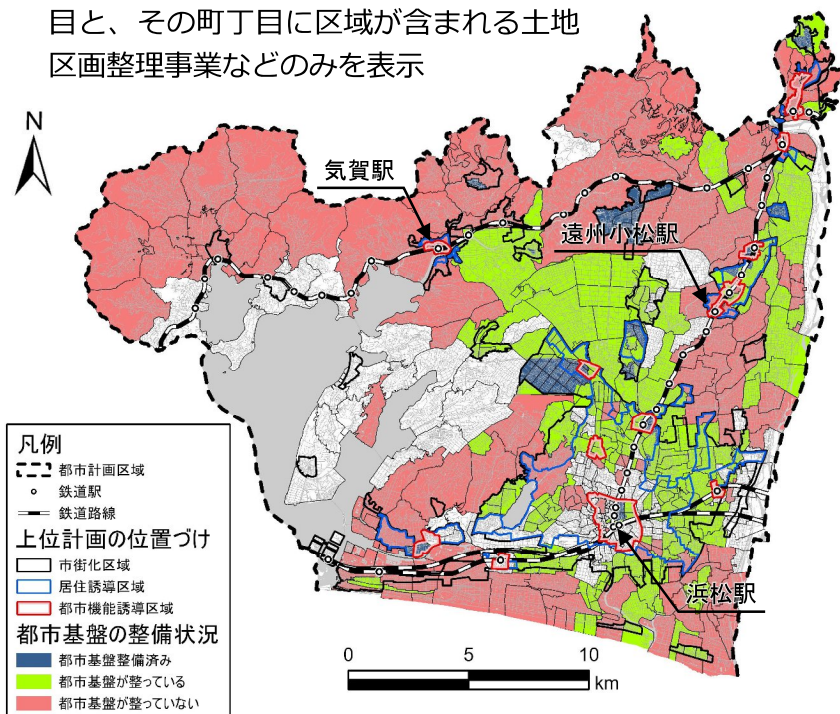
- ・面的被害が発生する可能性がある 132 町丁目のうち、市街化区域内は 112 町丁目 (84.8%)、居住誘導区域内は 91 町丁目 (68.9%)、都市機能誘導区域内は 45 町丁目 (34.1%)、市街化調整区域内は 20 町丁目 (15.2%) となっており、都市計画区域の広範囲で被害が想定されています。
- ・市街化区域内の 112 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 65 町丁目 (58.0%) となっています。ただし、65 町丁目の中には、土地区画整理事業などにより町丁目の一部で都市基盤が整備されている区域も含まれています。
- ・上記の 65 町丁目のうち、居住誘導区域内は 53 町丁目 (81.5%)、都市機能誘導区域内は 27 町丁目 (41.5%) となっており、主に浜松駅周辺や天竜川駅の東部に分布しています。

| 上位計画の位置付け | 都市計画区域 | | 市街化区域 | | 居住誘導区域 | | 都市機能誘導区域 | | 市街化調整区域 | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|-------|---------|-------|
| | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 |
| 都市基盤の整備状況 | | | | | | | | | | |
| 都市基盤が整っている | 49 | 37.1% | 47 | 42.0% | 38 | 41.8% | 18 | 40.0% | 2 | 10.0% |
| 都市基盤が整っていない | 83 | 62.9% | 65 | 58.0% | 53 | 58.2% | 27 | 60.0% | 18 | 90.0% |
| 合計 | 132 | - | 112 | - | 91 | - | 45 | - | 20 | - |

※土地区画整理事業などによる都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目 (330 町丁目/462 町丁目)

※部分的被害が発生する可能性がある町丁目と、その町丁目に区域が含まれる土地区画整理事業などのみを表示



- ・部分的被害が発生する可能性がある 330 町丁目のうち、市街化区域内は 244 町丁目 (73.9%)、居住誘導区域内は 154 町丁目 (46.7%)、都市機能誘導区域内は 43 町丁目 (13.0%)、市街化調整区域内は 86 町丁目 (26.1%) となっています。
- ・市街化区域内の 244 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 65 町丁目 (26.6%) となっており、主に郊外に分布しています。
- ・上記の 65 町丁目のうち、居住誘導区域内は 41 町丁目 (63.1%)、都市機能誘導区域内は 14 町丁目 (21.5%) となっており、浜松駅や気賀駅、遠州小松駅の周辺に分布しています。
- ・市街化調整区域の 86 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 61 町丁目 (70.9%) となっており、市街化調整区域の広範囲に分布しています。

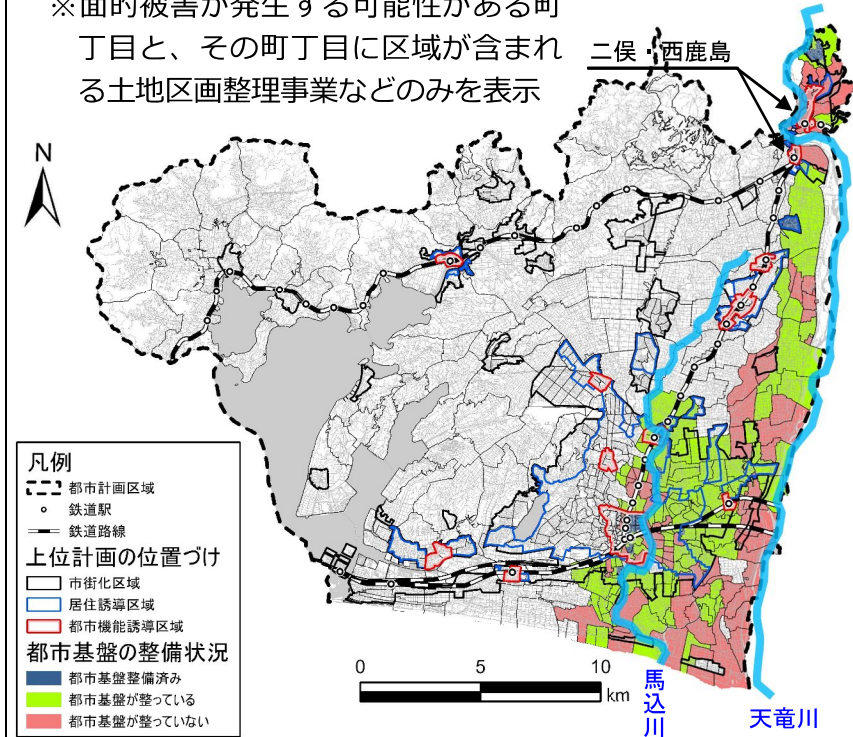
| 上位計画の位置付け | 都市計画区域 | | 市街化区域 | | 居住誘導区域 | | 都市機能誘導区域 | | 市街化調整区域 | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|-------|---------|-------|
| | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 |
| 都市基盤の整備状況 | | | | | | | | | | |
| 都市基盤が整っている | 204 | 61.8% | 179 | 73.4% | 113 | 73.4% | 29 | 67.4% | 25 | 29.1% |
| 都市基盤が整っていない | 126 | 38.2% | 65 | 26.6% | 41 | 26.6% | 14 | 32.6% | 61 | 70.9% |
| 合計 | 330 | - | 244 | - | 154 | - | 43 | - | 86 | - |

※土地区画整理事業などによる都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

(2) 洪水による被害想定と市街地特性の重ね合わせ

1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 (175 町丁目/462 町丁目)

※面的被害が発生する可能性がある町丁目と、その町丁目に区域が含まれる土地区画整理事業などのみを表示



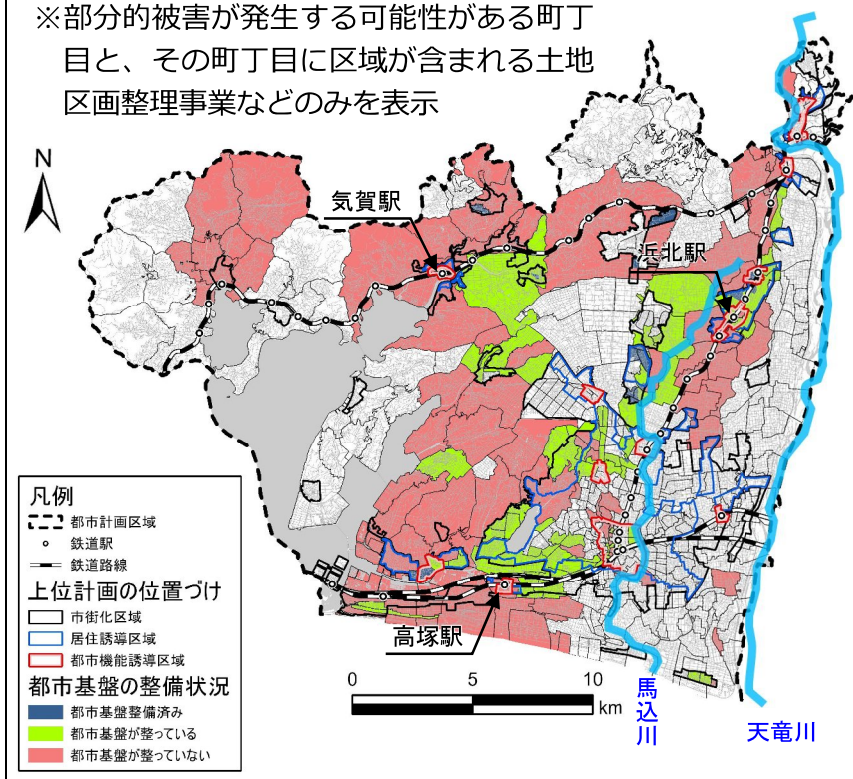
- ・面的被害が発生する可能性がある175町丁目のうち、市街化区域内は136町丁目(77.7%)、居住誘導区域内は104町丁目(59.4%)、都市機能誘導区域内は29町丁目(16.6%)、市街化調整区域内は39町丁目(22.3%)となっており、天竜川の扇状地を中心に馬込川沿岸などで広範囲で被害が想定されています。
- ・市街化区域内の136町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は47町丁目(34.6%)となっています。ただし、47町丁目の中には、土地区画整理事業などにより町丁目の一部で都市基盤が整備されている区域も含まれています。
- ・上記の47町丁目のうち、居住誘導区域内は37町丁目(78.7%)、都市機能誘導区域内は11町丁目(23.4%)となっており、浜松駅周辺の居住誘導区域の東部や二俣・西鹿島の都市機能誘導区域などに分布しています。

| 上位計画の位置付け | 都市計画区域 | | 市街化区域 | | 居住誘導区域 | | 都市機能誘導区域 | | 市街化調整区域 | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|-------|---------|-------|
| | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 |
| 都市基盤が整っている | 105 | 60.0% | 89 | 65.4% | 67 | 64.4% | 18 | 62.1% | 16 | 41.0% |
| 都市基盤が整っていない | 70 | 40.0% | 47 | 34.6% | 37 | 35.6% | 11 | 37.9% | 23 | 59.0% |
| 合計 | 175 | - | 136 | - | 104 | - | 29 | - | 39 | - |

※土地区画整理事業などによる都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目 (159 町丁目/462 町丁目)

※部分的被害が発生する可能性がある町丁目と、その町丁目に区域が含まれる土地区画整理事業などのみを表示



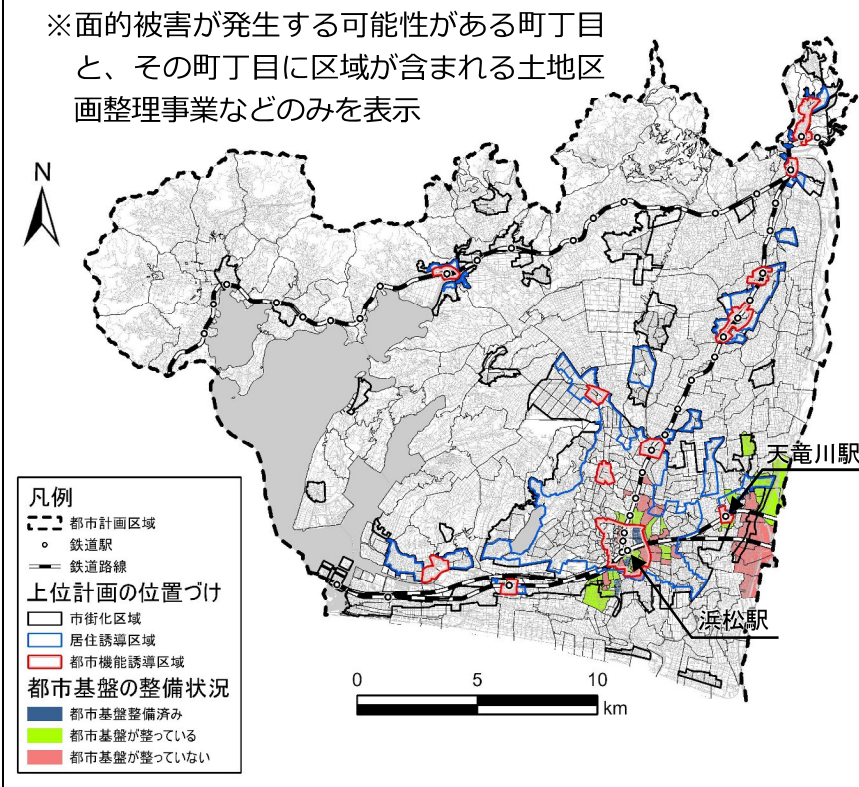
- ・部分的被害が発生する可能性がある159町丁目のうち、市街化区域内は126町丁目(79.2%)、居住誘導区域内は84町丁目(52.8%)、都市機能誘導区域内は39町丁目(24.5%)、市街化調整区域内は33町丁目(20.8%)となっています。
- ・市街化区域内の126町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は53町丁目(42.1%)となっており、主に都市計画区域の西部や浜北駅周辺などに分布しています。
- ・上記の53町丁目のうち、居住誘導区域内は33町丁目(62.3%)、都市機能誘導区域内は19町丁目(35.8%)となっており、気賀駅周辺や浜北駅南部、高塚駅周辺などに分布しています。
- ・市街化調整区域の33町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は29町丁目(87.9%)となっており、市街化調整区域の広範囲に分布しています。

| 上位計画の位置付け | 都市計画区域 | | 市街化区域 | | 居住誘導区域 | | 都市機能誘導区域 | | 市街化調整区域 | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|-------|---------|-------|
| | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 |
| 都市基盤が整っている | 77 | 48.4% | 73 | 57.9% | 51 | 60.7% | 20 | 51.3% | 4 | 12.1% |
| 都市基盤が整っていない | 82 | 51.6% | 53 | 42.1% | 33 | 39.3% | 19 | 48.7% | 29 | 87.9% |
| 合計 | 159 | - | 126 | - | 84 | - | 39 | - | 33 | - |

※土地区画整理事業などによる都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

(3) 地震と洪水の両方による被害想定と市街地特性の重ね合わせ

1) 面的被害が発生する可能性のある町丁目 (49 町丁目/462 町丁目)



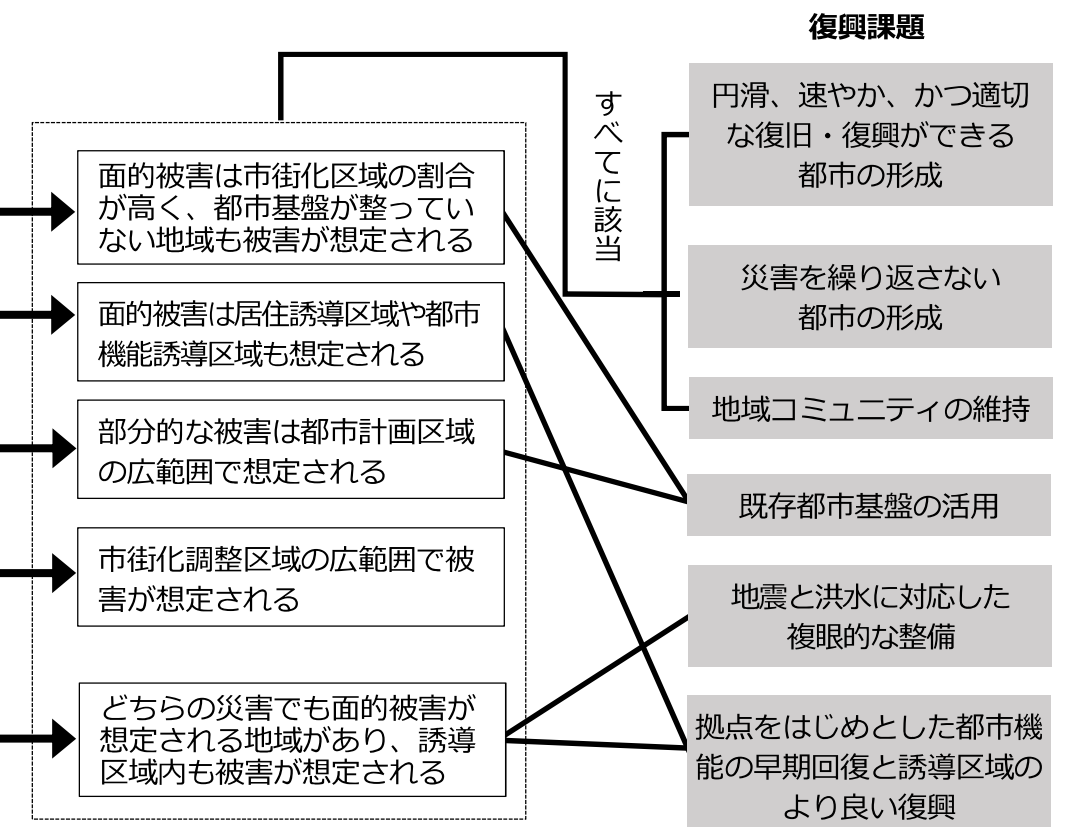
- 地震と洪水の両方による面的被害が発生する可能性のある 49 町丁目のうち、市街化区域内は 48 町丁目 (98.0%) となっており、概ね全てが市街化区域内の町丁目となっています。また、居住誘導区域内は 38 町丁目 (77.6%)、都市機能誘導区域内は 16 町丁目 (32.7%) となっており、主に市の中心部や天竜川駅の東部で被害が想定されています。
- 市街化区域内の 48 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 25 町丁目 (52.1%) となっています。ただし、25 町丁目の中には、土地区画整理事業などにより町丁目の一部で都市基盤が整備されている区域も含まれています。
- 上記の 25 町丁目のうち、居住誘導区域内は 20 町丁目 (80.0%)、都市機能誘導区域内は 7 町丁目 (28.0%) となっており、浜松駅周辺の居住誘導区域内や都市機能誘導区域内に分布しています。

| 上位計画の位置づけ | 都市計画区域 | | 市街化区域 | | 居住誘導区域 | | 都市機能誘導区域 | | 市街化調整区域 | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|-------|---------|------|
| | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 |
| 都市基盤の整備状況 | | | | | | | | | | |
| 都市基盤が整っている | 23 | 46.9% | 23 | 47.9% | 18 | 47.4% | 9 | 56.3% | 0 | 0.0% |
| 都市基盤が整っていない | 26 | 53.1% | 25 | 52.1% | 20 | 52.6% | 7 | 43.8% | 1 | 100% |
| 合計 | 49 | - | 48 | - | 38 | - | 16 | - | 1 | - |

※土地区画整理事業などによる都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

(4) まとめ

| | 地震 | 洪水 |
|-------|---|---|
| 全体 | 都市計画区域の全域で面的または部分的被害が想定される。 | 都市計画区域の約 7 割で面的または部分的被害が想定される。 |
| 面的被害 | 面的被害の割合は約 3 割であり、市街化区域内の割合が高い。そのうち、約 6 割の町丁目で都市基盤が整っていない。 | 面的被害の割合は約 4 割であり、市街化区域内の割合が高い。そのうち、約 3 割の町丁目で都市基盤が整っていない。 |
| | 市街化区域内で面的被害が想定される町丁目は約 8 割が居住誘導区域内、約 4 割が都市機能誘導区域内である。 | 市街化区域内で面的被害が想定される町丁目は約 8 割が居住誘導区域内、約 2 割が都市機能誘導区域内である。 |
| 部分的被害 | 部分的な被害の割合は約 7 割であり、市街化区域内の割合が高い。そのうち、約 3 割で都市基盤が整っていない。 | 部分的な被害の割合は約 3 割であり、市街化区域内の割合が高い。そのうち、約 4 割で都市基盤が整っていない。 |
| | 市街化区域内で部分的な被害が想定される町丁目は約 6 割が居住誘導区域内、約 2 割が都市機能誘導区域内である。 | 市街化区域内で部分的な被害が想定される町丁目は約 6 割が居住誘導区域内、約 4 割が都市機能誘導区域内である。 |
| | 市街化調整区域の広域にも分布している。 | 市街化調整区域の広域にも分布している。 |
| | 地震及び洪水がともに想定 | |
| 面的被害 | 都市計画区域内の町丁目の約 1 割で地震と洪水の両方による面的被害が想定される。概ね全てが市街化区域内であり、居住誘導区域や都市機能誘導区域にも分布している。 | |



2-4-2 復興課題の整理

本市の被害想定と市街地特性の重ね合わせから、復興まちづくりを進めていく上で
の課題を以下に整理します。

都市計画区域

【円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興ができる都市の形成】

- 広範囲での被害が想定されていますが、被害が大きい地域の全てで面整備による復興を行うことは不可能なため、「都市計画マスタープラン」などにおける長期的な都市づくり方針と整合を図りながら、円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興ができるようにすることが必要です。
- 従来から課題を抱える地域では、復興とあわせて地域の課題を解消できるようにすることが必要です。

【災害を繰り返さない都市の形成】

- 再び災害が発生した際にも安全・安心に暮らし続けることができる都市を形成することが必要です。

【地域コミュニティの維持】

- 人口が集積し、被害が想定される地域においては、既存の地域コミュニティを維持するための早期復旧に向けた備えが必要です。

市街化区域

【既存都市基盤の活用】

- 市街化区域の広範囲での被害が想定されるため、復興に要する時間や整備費を考慮し、可能な限り既存の都市基盤を活かすことが必要です。

【地震と洪水に対応した複眼的な復興】

- 地震と洪水の両方で大きな被害を受ける可能性がある地域があるため、復興後にどちらの災害にも対応することができる複眼的な整備が必要です。

居住誘導区域・都市機能誘導区域

【拠点をはじめとした誘導区域の早期回復と誘導区域のより良い復興】

- 居住誘導区域では、被災後も住み続けられるよう、コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市づくりを見据え、都市基盤を整えるなど居住環境の向上を図る整備が必要です。また、被害状況に応じて誘導区域の見直しも必要です。
- 都市機能誘導区域では、多様な高次都市機能の集積と交流の場としての魅力を備える中心市街地や地域特性に応じた都市機能の集積の促進が必要です。よって、これらの拠点の重要性に鑑み、必要に応じて被害程度に捉われない整備が必要です。
- 都市基盤が整っていない地域では、復興後も都市機能が衰退することがないように早期回復に繋げることが必要です。

2-5 事前復興編における将来像

前節の復興課題を踏まえ、事前復興編における復興まちづくりの将来像を設定します。一日も早い生活再建と災害を繰り返さない安心して暮らし続けられる未来へ向けた都市づくりのため、市民との協働のもと、「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」を目指し、以下の将来像を設定します。

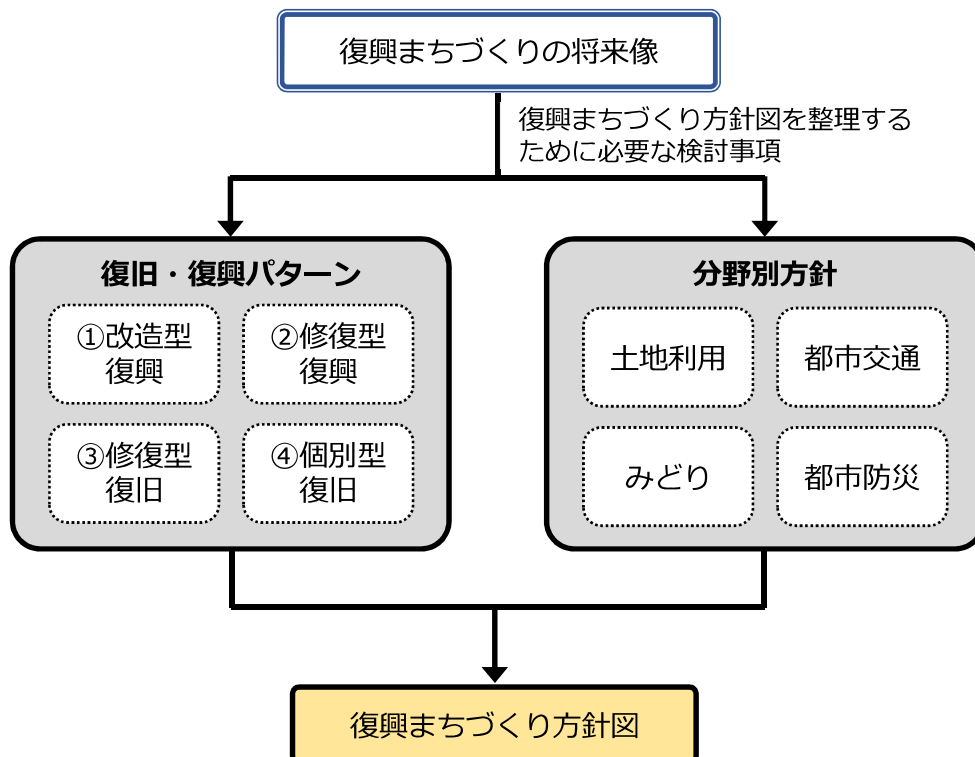
安全・安心・快適に暮らし続けることができる災害に強いまち
～地域の思いをのせた、より良い未来の創造～

2-6 復興まちづくり方針図

復興まちづくりの将来像を実現するため、本市において想定される被災後の市街地整備を「復興まちづくり方針図」として整理します。

被災後の市街地整備手法を「復旧・復興パターン」の設定と、都市計画マスタープランに基づく事前復興編の「分野別方針」の整理により、復興まちづくり方針図を示します。

災害が発生した際には、この復興まちづくり方針図を参考に、実際の被害状況や地域の復興まちづくりに対する機運、課題などを踏まえ、復興まちづくりを進めます。



2-6-1 復旧・復興パターン

(1) 復旧・復興パターンの設定

災害が発生した際には、地域によって被害状況や都市基盤の整備状況は異なるため、地域の実情に即した市街地整備手法を検討する必要があります。

そのため、これまでに整理した「都市基盤の整備状況」と「被害想定」の結果を用いて、下図のように4種類の復旧・復興パターンを設定します。

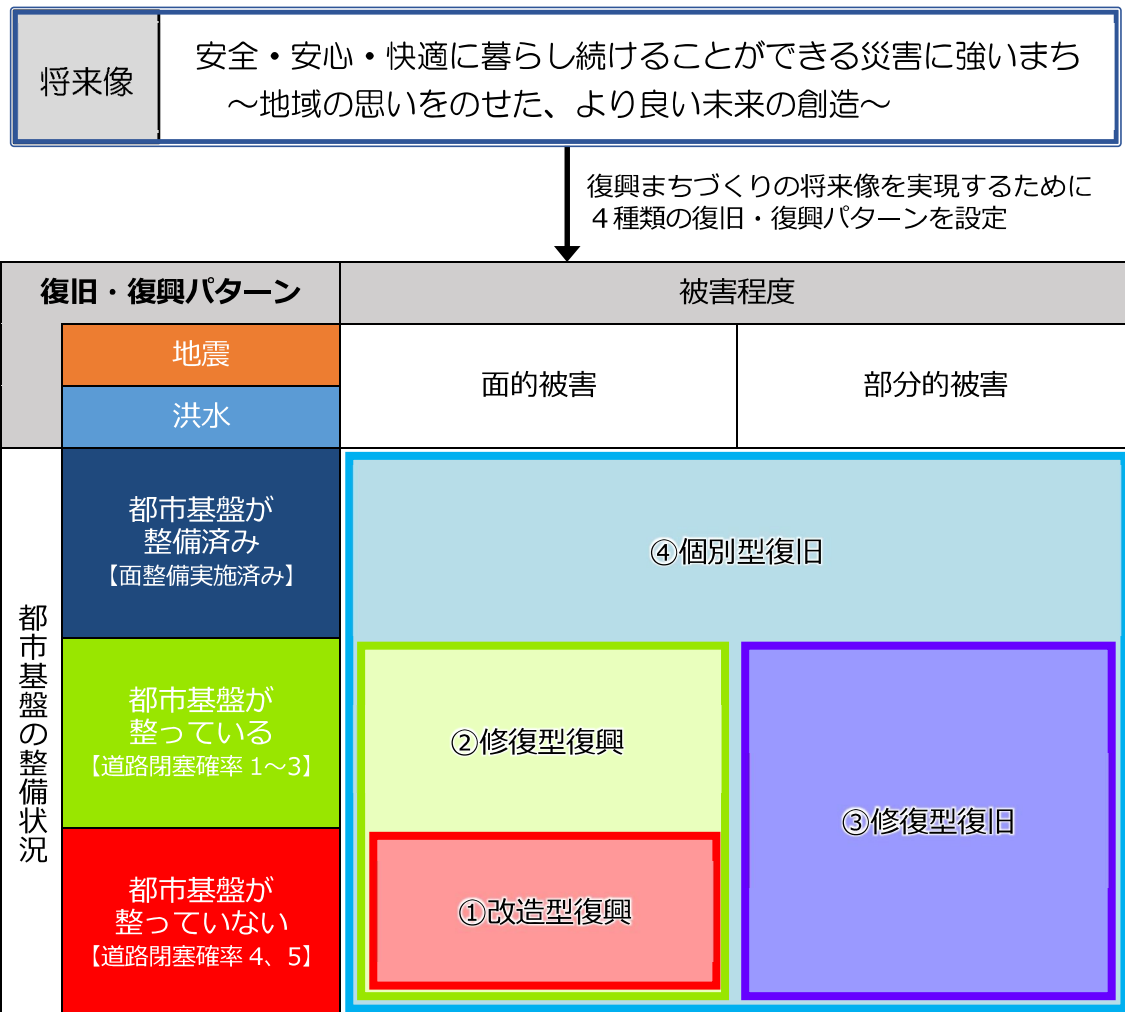
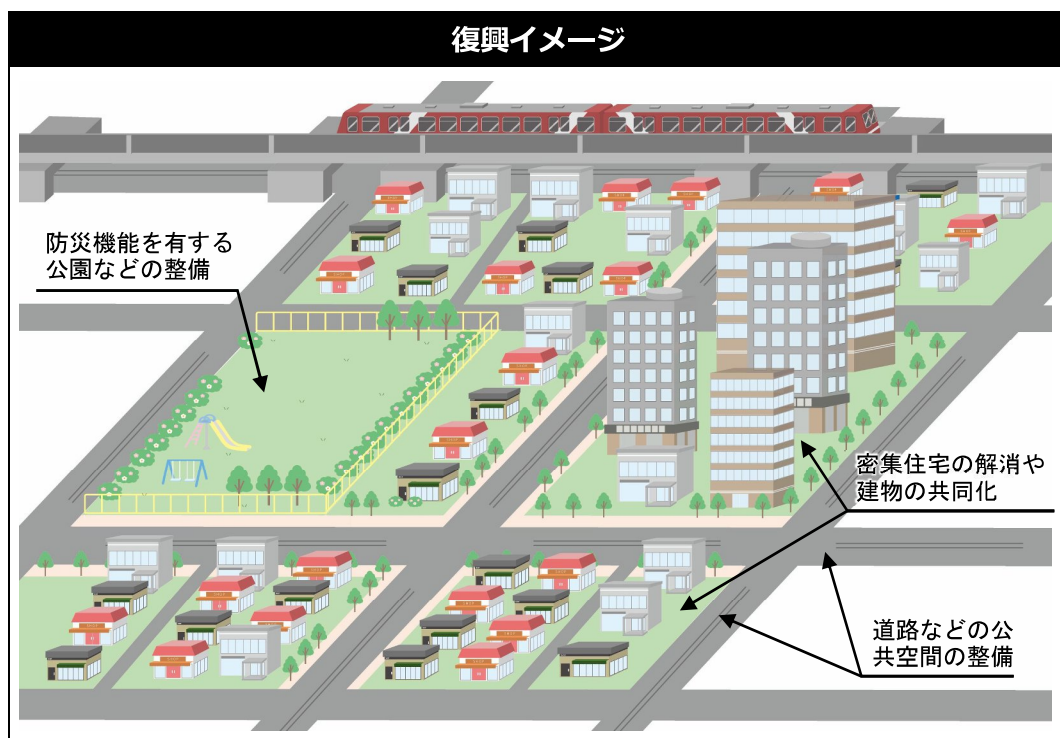
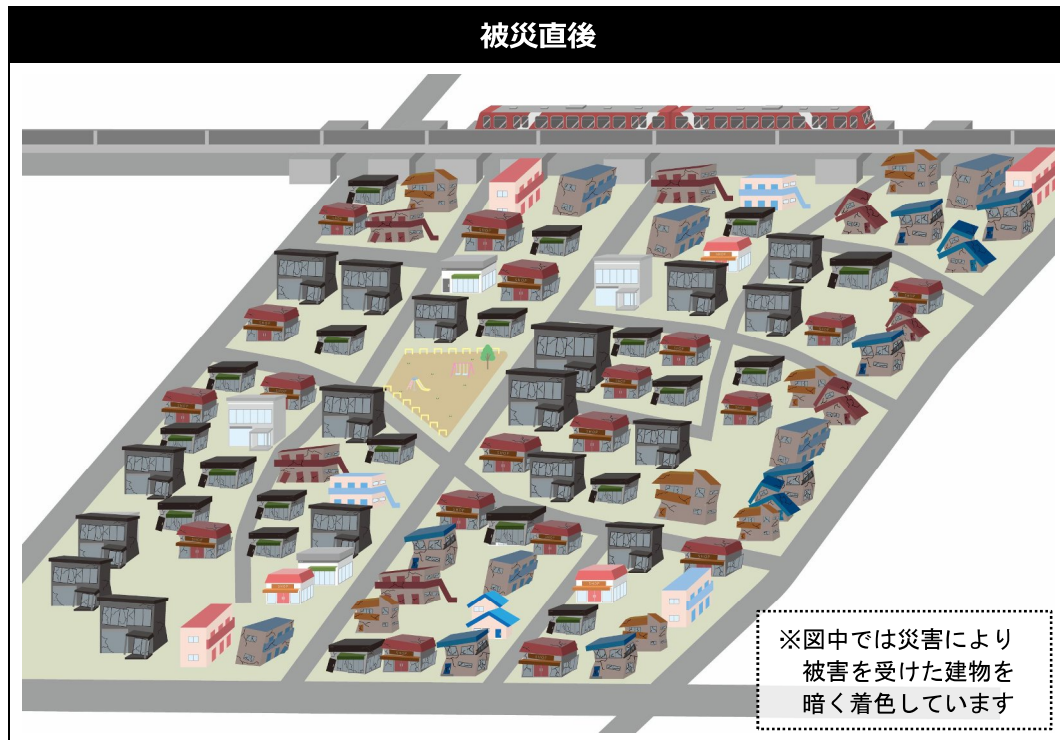


図 復旧・復興パターンの設定

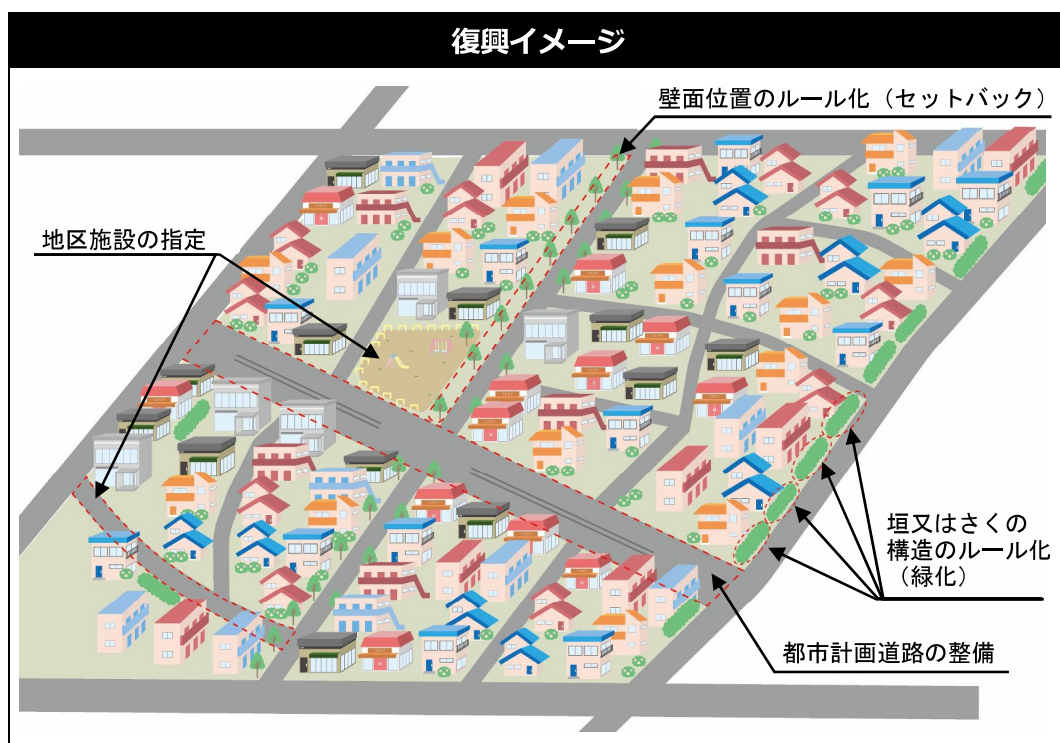
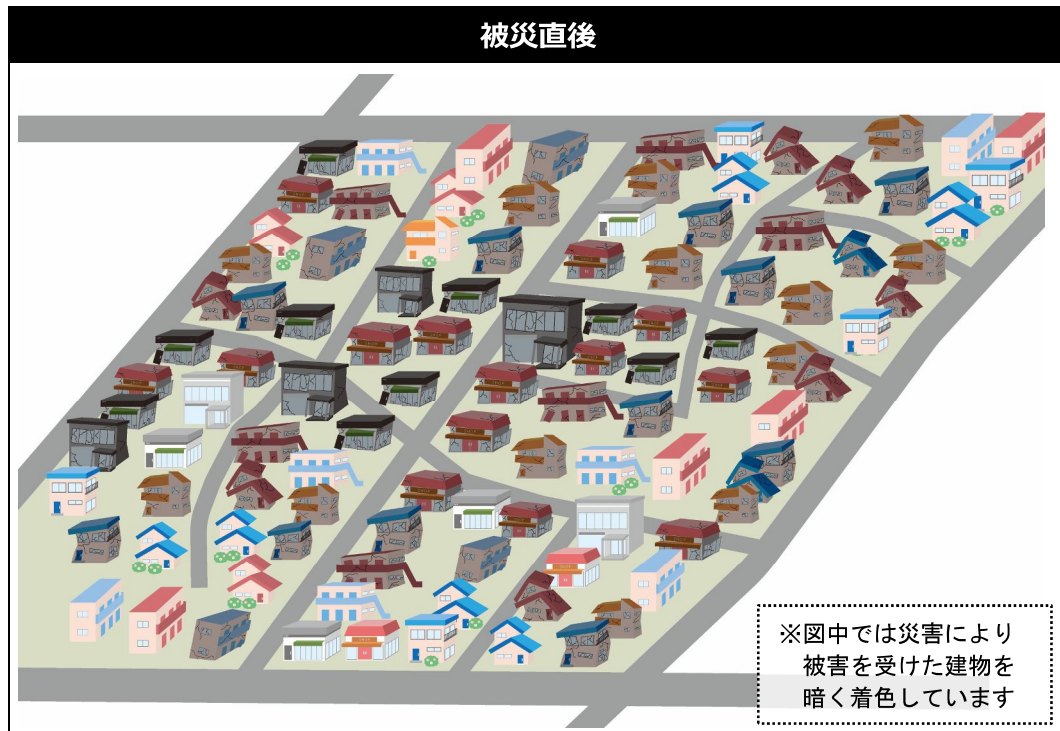
① 改造型復興

道路が狭く木造住宅が密集する市街地などの都市基盤に課題を抱えている地区が大きな被害を受けた場合には、より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業などの面的な市街地整備手法の導入により、抜本的な整備によるまちづくり【復興】を進めます。



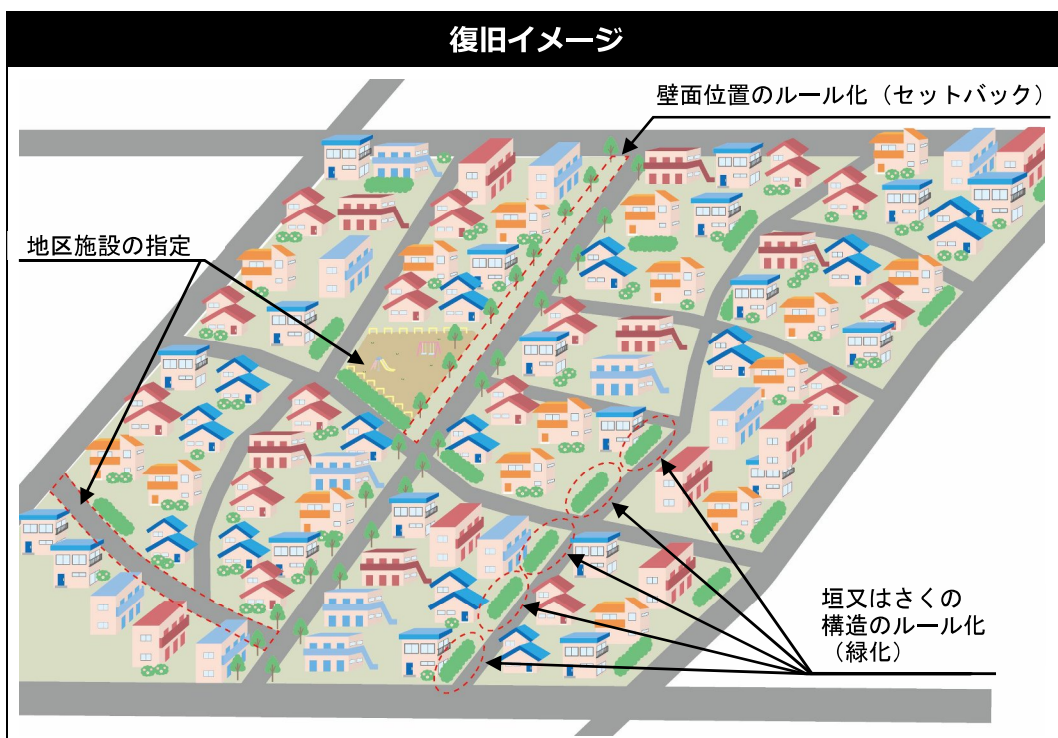
② 修復型復興

道路などの都市基盤が一定程度整備されている地区が大きな被害を受けた場合には、既存道路などの都市基盤を活かしつつ、復興とあわせて地域の抱える課題を解決することができるように建物の再建や未整備の都市施設の整備、地区計画などのまちづくりのルールを組み合わせたまちづくり【復興】を進めます。



③ 修復型復旧

部分的被害の場合には、原則として面整備は実施しないため、住民・事業者主体の個別再建や既存の都市基盤の復旧が基本となります。その上で被害状況や地域のまちづくりの機運などに応じて地区計画などのまちづくりのルールを組み合わせたまちづくり【復旧】を進めます。



④ 個別型復旧

建物の損傷などが部分的かつ小規模な被害の場合は、都市基盤の復旧と併せて、被災した建物の個別再建への支援を行います。

(2) 復旧・復興パターンの適用方針

「都市基盤の整備状況」と「被害想定」に基づき設定した復旧・復興パターンを被災地域に適用する際は、本市の長期的な都市づくりの方針と整合を図る必要があるため、下表に示す都市計画マスタープランなどの上位計画の位置付けごとに復興まちづくり方針を設定します。

表 上位計画における位置付け

| 上位計画における位置付け | 概要 |
|--------------------|---|
| 都市機能誘導区域 | 医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。 |
| 居住誘導区域 | 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。 |
| 市街化区域 (誘導区域を除く) | 都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域として、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 |
| 市街化調整区域 | 都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする区域。 |

1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復旧・復興パターン

都市機能誘導区域と居住誘導区域は、持続可能な都市づくりのために都市機能や居住を誘導する区域であるため、より安全性や交通利便性などが高いまちづくりに向けた整備を行います。

そのため、被災前の都市基盤の整備状況に応じて、面的被害の場合には①、②、④、部分的被害の場合には③または④の復旧・復興パターンを基本とします。

| 復旧・復興パターン | | 被害程度 | |
|-----------|-----------------------------|--------|--------|
| | | 面的被害 | 部分的被害 |
| | 地震 | 面的被害 | 部分的被害 |
| | 洪水 | | |
| 都市基盤の整備状況 | 都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】 | ④個別型復旧 | ④個別型復旧 |
| | 都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1~3】 | ②修復型復興 | ③修復型復旧 |
| | 都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】 | ①改造型復興 | |

図 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復旧・復興パターン

2) 市街化区域（誘導区域を除く）の復旧・復興パターン

既に市街地が形成されており、今後計画的に開発・整備を進めていく区域については、既存の都市基盤を活かした整備を行います。

そのため、被災前の都市基盤の整備状況に応じて、面的被害の場合には②または④、部分的被害の場合には③または④の復旧・復興パターン基本とします。

| 復旧・復興パターン | | 被害程度 | |
|-----------|-----------------------------|--------|--------|
| | | 面的被害 | 部分的被害 |
| 地震 | | 面的被害 | 部分的被害 |
| 洪水 | | | |
| 都市基盤の整備状況 | 都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】 | ④個別型復旧 | ④個別型復旧 |
| | 都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1~3】 | ②修復型復興 | ③修復型復旧 |
| | 都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】 | | |

図 市街化区域（誘導区域を除く）の復旧・復興パターン

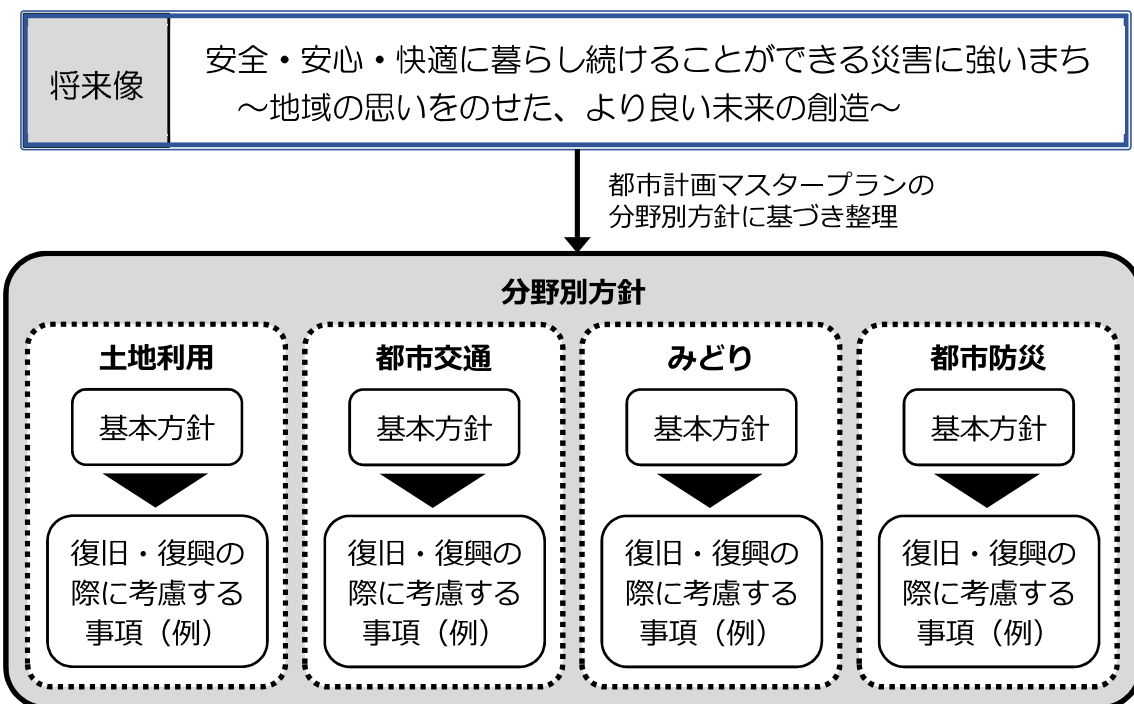
3) 市街化調整区域の復旧・復興パターン

市街化調整区域では、被害程度や被災前の都市基盤の整備状況にかかわらず「④個別型復旧」の適用を基本とします。

2-6-2 分野別方針

事前復興編の将来像を実現するため、長期的な展望に立った都市計画の基本理念や目標を示す都市計画マスタープランと整合を図り、「土地利用」、「都市交通」、「みどり」、「都市防災」の4分野において、復興まちづくりを進める際に踏まえるべき「基本方針」を整理します。

また、復旧・復興の際に考慮する事項を都市計画マスタープランの分野別方針などに基づき例示し、今後のまちづくりの方向性を踏まえて適宜、見直しを行います。



(1) 土地利用

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべき土地利用の基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

公共交通と連携したコンパクトでメリハリのある土地利用

便利で効率的なサービス提供が可能な拠点ネットワーク型都市構造への転換を図るため、コンパクトでメリハリのある土地利用を推進する。

多様な地域に応じた暮らしや都市活力を支える土地利用

多彩な基盤（生活、産業、観光）を活かし、市民の豊かな暮らしや都市活力を支える土地利用を誘導する。

復興まちづくりにおける基本方針

- 被災後でも市民の豊かな暮らしや都市活力を維持するため、4種類の復旧・復興パターンに基づき、適切な復旧・復興手法を設定します。なお、土地利用の設定にあたっては、地域のニーズを把握した上で、地域の実情に即した復興まちづくりを進めます。
- 想定外の災害が発生する可能性もあることから、被害状況に応じて、上記の復旧・復興パターンに捉われない土地利用を設定します。
- 拠点間を結ぶ公共交通の沿線などでは、コンパクトな都市づくりを見据えて、都市機能や居住の誘導を図るほか、住工混在などの土地利用に関する課題を抱える地域で面的な被害を受けた場合などについては、地域の課題解消と併せて、居住誘導・都市機能誘導区域の見直しなどを含めた復興まちづくりにおける土地利用を検討します。

2) 復旧・復興の際に考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、土地利用に係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

| 復旧・復興の際に考慮する事項（例） |
|--|
| 高密度な土地利用を誘導する商業・業務地や、木造建物が多く出火の可能性が高い地域などでは、市街地の不燃化を促進するため防火地域・準防火地域の指定を検討する |
| 居住誘導区域・都市機能誘導区域のうち、建物倒壊や延焼火災の危険性が高い市街地では、市街地開発事業などによる安全性の高い都市空間の整備などを検討する |
| 都市の防災性向上のため、地区計画などを活用しオープンスペースの確保を検討する |
| 市街地外の浸水被害のおそれのある地域では、コンパクトな都市づくりと連携して、都市機能や居住の制限を検討する |
| 住宅地と工業系建物が混在した地区においては、地区の安全度向上を図るため、誘導区域の見直しと合わせて住工混在の解消を検討する |
| 居住誘導を図る公共交通沿線では、必要に応じて誘導区域の見直しを検討する |

(2) 都市交通

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべき都市交通の基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

地域の暮らしや土地利用のメリハリに応じた交通ネットワークの形成

安全かつ快適に移動ができる交通体系への転換を図るため、地域の暮らしや土地利用のメリハリに応じた、最適で誰もが利用しやすい交通ネットワークを形成する。

復興まちづくりにおける基本方針

- 道路や公共交通は、市民の日常生活や産業・経済活動を支える基盤となるため、速やかな復旧を図ります。その上で、防災性の向上、災害発生時の円滑な復旧・復興を図るために必要な道路ネットワークの構築を図ります。
- 都市の拠点となるものの都市基盤が整っていない地域などや交通安全などの課題を抱える地域の復興まちづくりにおいては、市街地整備にあわせ、暮らしを支える道路を適切に配置します。
- 都市拠点や道路の復興状況を踏まえ、復興まちづくりとあわせた公共交通ネットワークの再編や新たな交通軸を検討します。

2) 復旧・復興にあたり考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、都市交通に係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

| 復旧・復興の際に考慮する事項（例） |
|---|
| 広範囲に延焼のおそれのある地域では、延焼遮断帯を形成するために、幹線道路の整備を検討する |
| 災害時の円滑かつ速やかな避難と復旧・復興活動が可能となるように、必要となる緊急輸送路や避難路となる幹線道路の整備を検討する |
| 緊急輸送路や避難路の機能を確保するために、主要道路を補完しあえるネットワークの形成や無電柱化、橋梁の耐震化などを検討する |
| 交通渋滞や交通安全上の課題を抱える地域では、都市計画道路の整備などにより、復興とあわせた課題の解消を検討する |

(3) みどり

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべきみどりの基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

量と質に着目したみどりの保全・創出と活用

みどりの持つ多様な機能がグリーンインフラとして都市づくりに最大限発揮されるよう、地域の暮らしに応じたみどりの保全・創出と、地域特性や市民の多様なニーズに柔軟に対応した量と質に着目した取組を推進する。

復興まちづくりにおける基本方針

○公園・緑地は、災害時の避難場所・防災拠点としての役割のほか、延焼や洪水などの被害を軽減する機能を有しています。復興まちづくりにあたっては、新たに配置する公園・緑地に付加する機能のほか、既存の公園・緑地の立地状況などの地域の実情を踏まえ、防災性向上と良好なまち並み景観の形成を図ります。

2) 復旧・復興にあたり考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、みどりに係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

| 復旧・復興の際に考慮する事項（例） |
|---|
| 災害時の避難場所を確保するため、地区計画や緑地協定などの制度の活用や農地の生産緑地指定を検討する |
| 洪水調整機能のある山林や水田の保全・整備を検討する |
| 災害時に緊急避難場所や復旧・復興活動の拠点となる公園の機能が発揮されるように、必要な施設・設備の整備を検討する |
| 身近な公園・緑地などが不足している地域では、街区公園をはじめとする住区基幹公園の整備を検討する |

(4) 都市防災

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべき都市防災の基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

災害に強い都市づくりの推進

災害を防ぐ「防災」と被害を最小化する「減災」の対策とともに、事前に災害時や被災後の復興に向けて準備をしておく「備え」の観点から、災害に強い都市づくりを推進する。

復興まちづくりにおける基本方針

- 地震災害と洪水の両方の被害が想定される地域では、どちらの災害にも対応する複眼的な整備方法を検討します。
- 同様の被害を繰り返さないよう、また、「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」を実現することができるよう、市民・事業者と行政が協働して、災害の発生に備えた都市づくりを推進します。

2) 復旧・復興にあたり考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、都市防災に係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

| 復旧・復興の際に考慮する事項（例） |
|--|
| 建築物の積極的な耐震化を検討する |
| 河川や排水ポンプ場の改修を検討する |
| 一定規模以上の開発行為において、雨水流出量を抑制するために、雨水調整池、雨水貯留浸透施設の設置や透水性舗装を検討する |
| 河川事業や市街地開発事業などと連携して、雨水排水施設の整備を検討する |
| 災害時における都市機能を確保するために、上下水道の耐震性を向上させるための整備を検討する |
| 電気、通信、ガスなどのライフラインを強化するために、事業者への積極的な働きかけを検討する |
| 災害時のエネルギー源の確保のために、公共施設や民間施設での再生可能エネルギーなどの導入を検討する |

2-6-3 復興まちづくり方針図

これまでに整理した「復旧・復興パターン」と「分野別方針」を踏まえ、復興まちづくり方針図を示します。復旧・復興パターンを被災地域に適用する際は、本市の長期的な都市づくりの方針と整合を図る必要があるため、上位計画の位置付けごとに復興まちづくり方針を設定します。

(1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復興まちづくり方針

復旧・復興パターンと分野別方針を考慮した都市機能誘導区域と居住誘導区域の復興まちづくり方針を下図に示します。実際の被害状況やまちづくりの機運などを踏まえ、柔軟に復旧・復興パターンの適用を検討します。

| 復興まちづくり方針 | 被害程度 | | |
|-----------|-----------------------------|--------------------|--------------------|
| | 面的被害 | 部分的被害 | |
| 地震 | | | |
| 洪水 | | | |
| 都市基盤の整備状況 | 都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】 | ③修復型復旧 ← ※1 ④個別型復旧 | ③修復型復旧 ← ※1 ④個別型復旧 |
| | 都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1~3】 | ①改造型復興 ← ※1 ②修復型復興 | ②修復型復興 ← ※2 ③修復型復旧 |
| | 都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】 | ①改造型復興 | |

※1：被害状況や地域のまちづくりの機運、地域課題などを踏まえて検討

※2：未整備の都市施設の状況を踏まえて検討

図 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復興まちづくり方針

(2) 市街化区域（誘導区域を除く）の復興まちづくり方針

復旧・復興パターンと分野別方針を考慮した市街化区域（誘導区域を除く）の復興まちづくり方針を下図に示します。実際の被害状況やまちづくりの機運などを踏まえ、柔軟に復旧・復興パターンの適用を検討します。

| 復興まちづくり方針 | | 被害程度 | |
|-----------|-----------------------------|--------------------|--------------------|
| | | 面的被害 | 部分的被害 |
| 地震 | | 面的被害 | 部分的被害 |
| 洪水 | | | |
| 都市基盤の整備状況 | 都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】 | ③修復型復旧 ← ※1 ④個別型復旧 | ③修復型復旧 ← ※1 ④個別型復旧 |
| | 都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1~3】 | ①改造型復興 ← ※1 ②修復型復興 | ②修復型復興 ← ※2 ③修復型復旧 |
| | 都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】 | | |

※ 1 : 被害状況や地域のまちづくりの機運、地域課題などを踏まえて検討

※ 2 : 未整備の都市施設の状態を踏まえて検討

図 市街化区域（誘導区域を除く）の復興まちづくり方針

(3) 復興まちづくり方針図

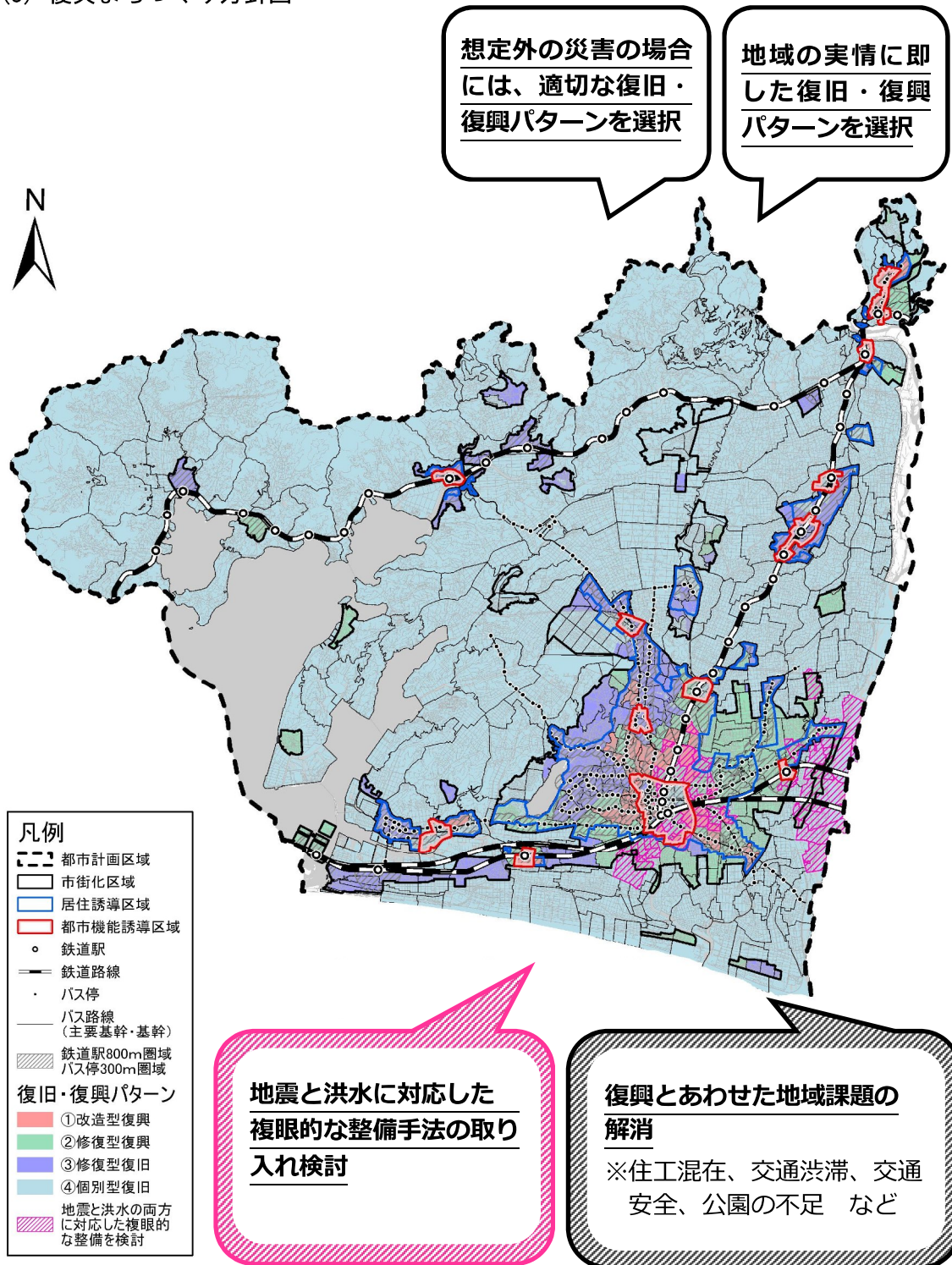


図 復興まちづくり方針図

※復興まちづくり方針図は目安として作成したものであり、実際の被害状況や地域のまちづくり機運、課題などを踏まえ、復興まちづくりを進めます。また、地震、洪水以外の災害により大規模被害が発生した場合も、本方針を踏まえ復興まちづくりを進めます。

第3章 都市復興のプロセス

本章では、被災後の都市復興を進めていくための体制や役割分担、取組の流れを整理します。これらを事前に理解していただくことにより、市民の方々の防災意識の向上や個人でできる対策の促進に加え、復興まちづくりに対応可能な市職員の育成により、より良い復興を実現します。

3-1 都市復興の体制

復興を進めるためには、まず被災者自らによる取組（自助）が基本となりますが、被害規模が大きくなるにつれて、個人の力だけでは解決することが困難になります。そのため、地域力を活かした助け合い（共助）や行政による公的支援（公助）を組み合わせた自助・共助・公助のバランスのとれた復興体制が求められます。

浜松市地域防災計画において、行政の復旧・復興体制として、発災直後は災害対策基本法に基づいて立ち上げられる「災害対策本部」が役割を担うこととなります。その後、本格的な復興まちづくりに移行する段階では、災害対策本部の役割は縮小し、庁内の体制は「災害復旧・復興本部」に移行されます。

災害復旧・復興本部では、復興まちづくりを進めていくために「災害復興計画策定委員会」を設置し、「災害復興計画」を策定します。また、災害復興計画のうち、都市分野である「都市復興基本計画」については、「都市・農山漁村復興計画部会」を設置し策定します。計画策定の際は、諮問機関として「復興計画審議会」を設置し、広く市民や学識経験者などの参画を得ることとしています。

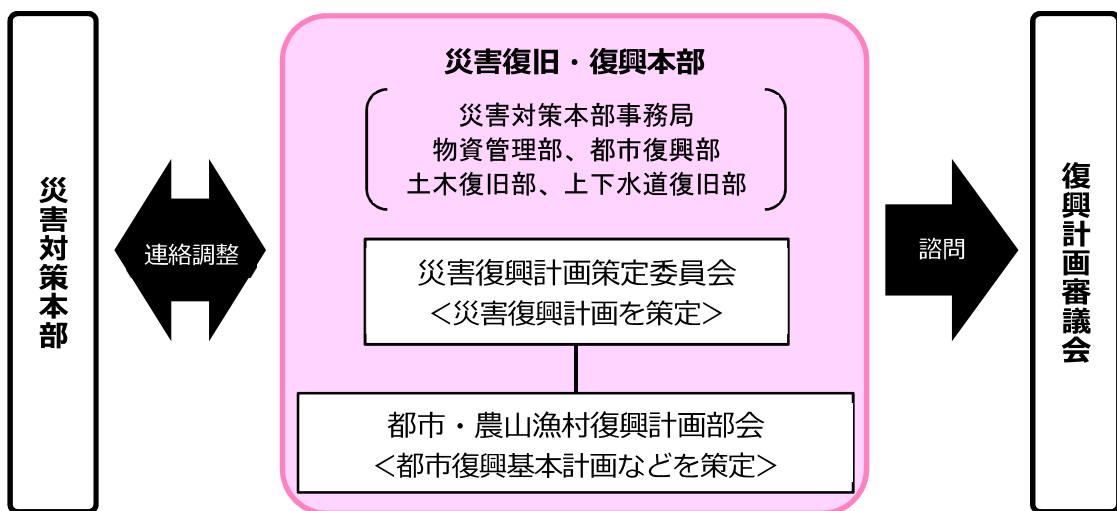


図 行政の復旧・復興体制

※浜松市地域防災計画第4章復旧・復興対策計画から図化

3-2 都市復興の流れ

3-2-1 行動計画フロー

都市の復興に向けた主要な行動項目を時系列で示すと下図のとおりです。次ページ以降では、各行動項目の概要に加え、「行政の役割」と「市民の役割」について示しています。



図 行動計画フロー

3-2-2 行動計画の概要

(1) 被災状況の調査・被災状況図の作成【目安：発災から1週間】

建物被害の状況は、都市を復興する上で最も基礎的かつ重要な情報です。そのため、広い範囲で建物の全壊などの被害が連担した面的被害を受けた地域や、道路などの都市施設の被害状況を中心に把握し、都市復興に関する方針・計画の策定や復興事業の検討に活用します。行政は発災から1週間を目処に被災状況の調査と被災状況図の作成を行います。

| 行政の役割 | 市民の役割 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・集積される情報から地域全体における被害の大枠を把握し、必要に応じて、現地調査を行う。・被害状況を被災概況台帳に整理し、被災状況図を作成する。 | <ul style="list-style-type: none">・行政が行う被害状況の調査に協力する。・後の罹災証明書取得のため、被災後、片付け前の自宅の様子などを撮影し被害状況を記録する。 |

(2) 都市復興方針の策定【目安：発災から2週間以内】

「都市復興方針」とは、被災者の生活再建や市街地の復興など、都市の復興に関する行政の基本的な考え方を被災後の早い段階で市民に提示するものであり、その後の復興のための各種施策を展開する際の指針となります。行政は発災から2週間以内を目処に都市復興方針を策定し、公表します。

都市復興方針では、本計画の共通編と事前復興編の内容を踏まえつつ、都市の復興を円滑かつ速やかに進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の形成を図るための都市復興の理念や目標などを掲げます。

| 行政の役割 | 市民の役割 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・復興まちづくりの方向性を示す都市復興方針を策定し、市民などに対して周知する。 | <ul style="list-style-type: none">・行政が作成する都市復興方針を把握する。 |

(3) 緊急復興地区の決定【目安：発災から2週間以降】

「緊急復興地区」とは、緊急に面的整備事業などが必要と判断される地域のことです。

緊急復興地区を検討する際には、本計画の事前復興編で整理した復旧・復興パターンの考え方にに基づき、被災状況の調査結果と地域の課題を重ね合わせた上で、面的な復興事業などが必要な地域を抽出します。

その後、関係機関との協議調整を図りながら、再び都市基盤の脆弱な市街地が形成されないように、これらの地域のうち市街地開発事業などの導入が必要と判断される地域を緊急復興地区として決定します。

| 行政の役割 | 市民の役割 |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| ・復興まちづくり方針と被害状況を踏まえて、緊急復興地区を選定し、周知する。 | ・自らが所有する土地が、緊急復興地区に該当するか把握する。 |

(4) 建築基準法第84条に基づく建築制限の指定【目安：発災から2週間以降】

面的整備事業などの実施にあたり、事業開始までの期間に無秩序な市街地形成が進むと健全な都市復興の妨げとなるため、緊急復興地区での建築行為などを制限します。そのため、発災日から最長2か月の期間において、建築基準法第84条に基づく建築制限地域として指定し、建築行為を制限します。

なお、東日本大震災では「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」が制定され、災害発生の日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置が設けられました。

| 行政の役割 | 市民の役割 |
|--|------------------------------|
| ・緊急復興地区において、復興まちづくりに支障をきたす建物の建築を未然に防ぐため、発災から最長2か月の建築制限を実施する。 | ・建築制限区域に指定された地域で、新たな建築を行わない。 |

(5) 被災市街地復興推進地域の検討・決定【目安：発災から2か月以内】

緊急復興地区のうち、土地区画整理事業などの面的整備事業の実施が見込まれる地域を抽出し、発災から2か月以内に「被災市街地復興推進地域」として都市計画決定を行います。被災市街地復興推進地域を都市計画決定することにより、発災から最長2年間の建築制限を実施し、復興まちづくりを進めていきます。

また、被災市街地復興推進地域を指定する際には、倒壊家屋の戸数や罹災率、焼失面積といった数値的基準を定めるのではなく、被災地域の特性を十分に検討し、地域の実情を考慮することとします。

| 行政の役割 | 市民の役割 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・緊急復興地区のうち、被災市街地復興推進地域に指定する地域を検討・決定する。・地元説明会や、都市計画（案）の公告・縦覧の際に、広く市民へ周知する。・復興まちづくりに支障をきたす建物の建築を未然に防ぐため、発災から最長2年間の建築制限を実施する。 | <ul style="list-style-type: none">・自らが所有する土地が被災市街地復興推進地域に該当するか把握する。・地元説明会や都市計画（案）の縦覧に参加する。・被災市街地復興推進地域の都市計画決定された地域で、新たな建築を行わない。 |

(6) 復興事業手法の検討・選定【目安：発災から2か月以降】

被災市街地復興推進地域を都市計画決定後は、同地域において実施する復興事業手法を地域住民や地権者を交えながら検討していきます。さまざまな事業手法がある中で、道路などの都市基盤の整備状況や周辺への影響、地元住民の意向などを勘案し、どの手法が復興事業として適切であるかを判断するとともに、当該事業について住民との十分な協議、合意形成を図ります。

また、復興事業手法を検討する際には、複数の事業を効果的に組み合わせることも検討し、都市基盤整備と併せた建築物や街並みの景観形成などを図ることで、計画的なまちづくりを推進します。

| 行政の役割 | 市民の役割 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・住民の意向把握や調整、合意形成を図り、事業計画を策定する。 | <ul style="list-style-type: none">・復興事業手法に関する協議や合意形成に参加する。 |

(7) 都市復興基本計画の策定【目安：発災日から6か月以内】

「都市復興基本計画」とは、災害復興計画における都市復興の分野について、その方向性を市民に対して明確に示し、円滑な復興作業の推進を図るための計画であり、発災日から6か月以内を目途に策定します。都市復興基本計画は、本計画の共通編と事前復興編の内容を踏まえつつ、既存の総合計画や都市計画マスタープランなどに基き策定します。

また、都市復興基本計画には、都市復興の目標や市街地復興の対象区域とその復興まちづくりの手法に加え、土地利用の方針や都市施設の整備方針などを示します。

| 行政の役割 | 市民の役割 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ・都市復興基本計画を策定し、市民に都市復興の方向性を示す。 | ・自らが所有する土地や住んでいる地域の計画を把握する。 |

3-3 事前復興における方策

3-3-1 市職員向けの庁内勉強会の実施

復興まちづくりに対応できる職員を育成するため、本計画をもとに、想定される被害や復興まちづくりへの理解と知識を得るための庁内勉強会を実施します。

併せて、職員を対象とした復興訓練を継続的に実施します。実際の復興業務を模擬体験することにより得られた課題やノウハウの蓄積により、職員の災害対応力の向上を図ります。

3-3-2 地域住民向けのワークショップの開催

平時から市民に被害想定や復興まちづくりへの理解を深めてもらうため、特に甚大な被害が想定される地区や、地域住民の復興まちづくりに関する意欲の高い地区などを対象にワークショップを開催し、復興事前準備の取組を推進します。また、本計画の実行性を高めるため、ワークショップで得られた知見を計画にフィードバックします。